



群馬の国保

2021
夏の号
No.34/7月号

たま むら まち
[保険者紹介] 玉村町 「県央の 未来を紡ぐ 玉村町」



群馬県国民健康保険団体連合会

滞納整理の基本

～財産調査の必要性～



公益財団法人 東京税務協会 専門講師 **青柳 進**

滞納整理の基本的な内容の第2回目は「財産調査の必要性」です。

1. 財産調査による確認

滞納整理とは、差し押さえる、換価猶予する、交渉による分割納付、滞納処分の停止などの処置を行い、滞納金を完結する仕事です。

これら滞納整理を進める過程においては、滞納者の状況、納付能力の判定を的確にするために財産の調査をする必要があります。具体的調査の内容は次のようになります。

- ① 滞納者の生活、収支、財産の所有
- ② 滞納処分（差押え）できる財産の特定、借名、帰属認定

- ③ 財産の利用、権利関係、占有関係
- ④ 財産の換価価値、換価（取立・公売）の難易、譲渡制限
- ⑤ 競売、滞納処分の執行
- ⑥ 隠ぺいしていると思われる財産の発見、搜索など

調査にあたっては、事案の状況により、何を知りたいのか、追及する範囲などを明確にしておきます。もちろん納付交渉と並行して進めるものです。

2. 財産調査の留意点

（1）現地調査の励行

滞納者及び関係者先への訪問調査は、細かな内容の聴き取りや、生活・事業状態を観察し、資料の閲覧や確認ができます。調査にあたっては、相手に協力してもらえるよう丁寧に接触します。

（2）早期着手の励行

滞納整理は消滅時効の完成する前に終了させるものですが、法にもいつまでに滞納を終わらせるという明確な期限がありません。滞納は、累積すればするほど権利が輻輳し、事務処理などが複雑になるだけです。不動産の転売、預貯金額の減少、その他資産の処分・流失などにより納付資力が喪失してしまうことのないよう早期に対応します。

（3）反面調査

滞納者の申出の確認のために、関係機関等への照会などの資料を収集しておきます。

（4）調査情報の共有

同じ市町村の税部門や公課部門で持つ情報は、国税徴収法の滞納処分の必要がある場合に質問検査できる規定により得たものですから、部門相互に共有しても問題はありません。

なお、情報の入手先・経路などについては、守秘義務の対象と考えられますから取り扱いに注意が必要です。課税(賦課)、給付担当の情報も大いに活用します。

（5）調査基準の設定と適切な処分

調査する財産の種類、調査地域、数量、期間な

どの項目を取入れた調査基準マニュアルを作成し、滞納整理の基本的な調査を組織内で統一しておきます。それに沿って事務することで、何をいつ調べるかなどの担当者の悩みを軽減します。

また、財産調査する期間を滞納から1年以内などと設定することでその後の滞納処分をする時期が決まり、滞納整理の事務手続きの流れを作ることができます。

3.調査の規定

(1) 滞納に関する調査は、法令により禁止・制限を受けることがなければ、的確な実現と行政目的の遂行のため職務行為として広範囲に各種の調査を行うことができます（行政調査、業務遂行上の調査）。

(2) 地方税法や国税徴収法の質問検査は、任意の調査であるとはいえ、故意に質問に答えない場合は罰則規定を定めていますから、行政調査よりもさらに一歩踏み込んだ疑問の解明ができること

(6) 調査不足の問題

調査が不完全な場合や、そもそも調査を実施していない場合には、滞納者の状況把握も出来ないままとなるばかりか、貴重な徴収機会を逸することになります。これらは、行政の不作为による責任を問われる可能性があります。

になります（賦課徴収、滞納処分のための調査）。

(3) 事業者・官公署に対しては、地方税に関する調査について必要があるときは資料等の閲覧又は提供を求めることができます（官公署等への協力要請）。

また、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律で、官公署に対して文書の閲覧、資料の提供を求めることができますとしています。

4.徹底した財産調査が完結へと導く

財産調査の充実により、早期解決の交渉や差押えが増え、滞納繰越が減ります。さらに短期被保険者証の交付更新者が縮小します。

徴収担当者が事案の中で気になる点、興味や疑

問に感じる点を解明することが、新たな財産の発見と、さらに滞納事案に対する取組の間口を広げ、解決への道筋を作り、完結へと導き滞納が圧縮されます。

青柳 進氏 プロフィール

平成元年	東京都主税局徴収部計画指導課整理指導 主査
平成3年	東京都足立自動車税事務所課税係長
平成9年	主税局徴収部特別機動整理室特別機動調査係長 東京都墨田都税事務所徴収課長 東京都新宿都税事務所徴収課長
平成21年3月	東京都退職
平成21年4月	現職



第2回

高齢者の保健事業と介護予防の 一体的実施における通いの場

千葉大学予防医学センター特任研究員 **井手 一茂**

共著：千葉大学予防医学センター特任研究員 **上野 貴之**

千葉大学予防医学センター 教授 **近藤 克則**

1. はじめに

第1回では、2020年度より導入された高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施（以下、一体的実施）にはフレイル予防など後期高齢者を対象とした保健事業と介護予防との一体的実施が含まれることを紹介しました。

今回は、一体的実施の中でも重要視されている通いの場の位置づけとその活用、フレイルに関わる日本老年学的評価研究（Japan Gerontological Evaluation Study、以下JAGES、<https://www.jages.net/>）の研究成果を紹介します。

2. 一体的実施における通いの場の位置づけ

一体的実施において、通いの場は保健事業と介護予防の事業等を結びつける役割が期待されています。具体的には、保健事業において、抽出されたフレイル状態やそのおそれのある、特に後期高齢者に対し、通いの場などの社会参加を含むフレイル対策を展開することが求められています¹⁾。加えて、医療専門職が通いの場等に積極的に関与することで、フレイル予防の普及・促進、健康教育・相談、健康状態の把握などを行い、地域の高齢者に対するフレイル予防の重要性の浸透を狙っ

ています¹⁾。さらに、かかりつけ医等とも、通いの場への参加推奨、事業全体への助言という形で連携することも期待されています¹⁾。以上のように、一体的実施において通いの場は、重要な位置づけとなっています。介護予防事業により既に展開されている通いの場を活用したり、新たに展開する際は介護予防担当課と協働実施したりすることも、効率的に一体的実施を進める上では重要な考え方になります。

3. 通いの場の活用により期待される効果

一体的実施において重視されているフレイル対策も通いの場を活用することで、効果を発揮することがこれまでのJAGESの知見からも示されています。JAGESの2010・2013・2016年度の調査に参加した延べ81市町村の高齢者37万5,400人のデータを用い、通いの場の地域介護予防活動支援事業の実施回数とフレイルの関係を調べました²⁾。その結果、その市町村に住む高齢者100人あたり1回の地域介護予防活動支援事業実施が、フレイルになるリスク約1割の減少に相当することがわかりました²⁾。一体的実施においても、通いの場関連事業に力を入れることで、フレイル対策が進むこと

が考えられます。

また、JAGES2010・2013年度の高齢者11,323人のデータを分析し、フレイル状態から回復する高齢者の特徴として、歩行や食事などの要素に加えて、外出や友人との交流が重要であることが分かりました³⁾。このことより、通いの場などにより、交流を促すことで、既にフレイル状態にある高齢者も改善させることができる可能性が示されています。

さらに、JAGES参加7市町109箇所における通いの場参加者2,159人のデータを分析した結果、通いの場をきっかけに他の社会参加も増加し、健康

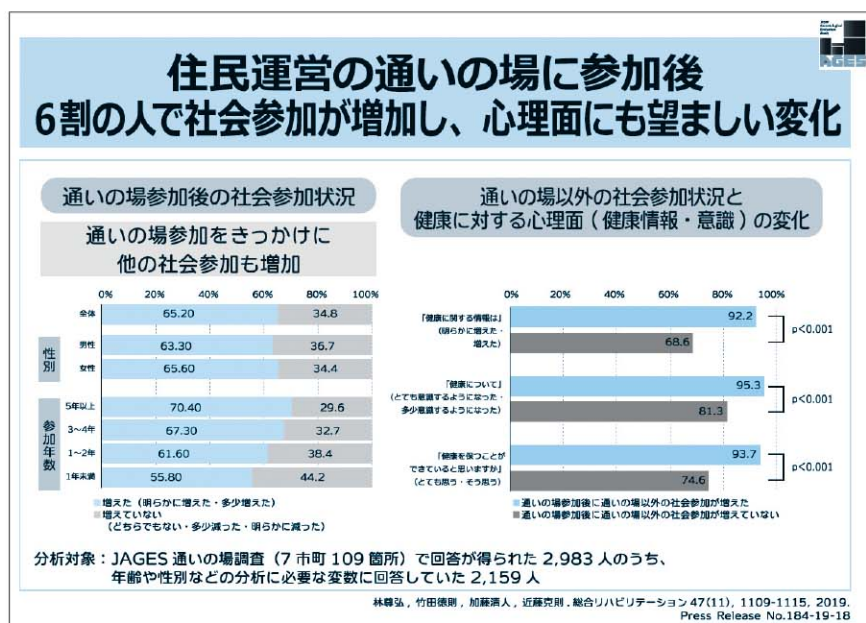
に関する情報の増加や健康への意識が改善したことも分かりました(図1)。一体的実施で目指すフレイル予防の普及・促進、健康教育・相談など

4. まとめ

第2回では、一体的実施における通いの場の位置づけとその活用、フレイルに関わる JAGES の研究成果について紹介しました。一体的実施において通いの場は保健事業と介護予防の事業等を結びつける重要な位置づけとなっています。通いの

を通じた地域の高齢者に対するフレイル予防の重要性の浸透という観点からも通いの場の活用により効果が期待できます。

場の活用により、一体的実施で重視されているフレイル対策に効果を発揮することが期待されています。第3回では、健診データなど保険医療データと介護予防データをあわせた健康保護効果に関する JAGES の知見などを述べたいと思います。



参考文献

- 1) 厚生労働省.高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について. (2021年5月30日アクセス) (<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000765914.pdf>).
- 2) Sato K. et al. Intensity of community-based programs by long term care insurers and the likelihood of frailty: Multilevel analysis of older Japanese adults. Soc Sci Med. 2020; 245: 112701.
- 3) 渡邊良太, 他: フレイルから改善した地域在住高齢者の特徴-JAGES縦断研究. 総合リハ. 2018; 46: 853- 862.
- 4) 林 弘 弘, 他: 通いの場参加後の社会参加状況と健康情報・意識に関する変化: JAGES 通いの場参加者調査. 総合リハ. 2019; 47: 1109- 1115.

図1: 通いの場に参加後、社会参加が増加し、心理面にも望ましい変化⁴⁾

プロフィール

井手
一茂氏



千葉大学予防医学センター
特任研究員

《学位》博士(医学)
《研究テーマ》「Age Friendly cities (高齢者にやさしいまちづくり)」、「通いの場における介護予防効果の検証」

上野
貴之氏



千葉大学予防医学センター
特任研究員

《学位》修士(医科学)
《研究テーマ》高齢者の生活習慣病の社会的決定因子の検証

近藤
克則氏



千葉大学 予防医学センター 社会予防医学研究部門 教授
国立長寿医療研究センター 老年学・社会科学研究センター
老年学評価研究部長(併任)
一般社団法人 日本老年学的评价研究機構 代表理事(併任)

《略歴》1983年千葉大学医学部卒業。東京大学医学部付属病院リハビリテーション部医員、船橋二和(ふたわ)病院リハビリテーション科科長などを経て、1997年日本福祉大学助教授。University of Kent at Canterbury (イギリス) 客員研究員(2000-2001)、日本福祉大学教授を経て、2014年から現職 千葉大学予防医学センター 社会予防医学研究部門 教授。2016年から国立長寿医療研究センター 老年学・社会科学研究センター 老年学評価研究部長を併任。2018年一般社団法人 日本老年学的评价研究機構 代表理事(併任)。「健康格差縮小を目指した社会疫学研究」で2020年度「日本医師会医学賞」受賞、「健康格差社会—何が心と健康を蝕むのか」(医学書院、2005)で社会政策学会賞(奨励賞)受賞。近著「健康格差社会への処方箋」(医学書院 2017)「研究の育て方」(医学書院 2018)「長生きできる町」(角川新書2018)

令和2年度第三者行為損害賠償求償事務 共同処理損害賠償金保険者別一覧表

この事業は、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険法及び市町村福祉医療費の支給に関する条例に規定する第三者行為のうち、交通事故に係る損害賠償求償権の行使事務を、国保連合会が保険者等から委託を受けて共同処理するために必要な事項を定め、損害賠償求償事務を円滑に処理することを目的として行っています。

令和2年度の損害賠償求償事務の収納金額については、約5億6,644万円です。

今年度につきましても、保険者等と連携を強化し医療費適正化に向け取り組んでまいります。

令和2年度第三者行為求償事務保険者別収納状況一覧表

(単位:円)

保険者名	国 保	後期高齢	福 祉	介 護	合 計
前 橋 市	37,554,706	0	1,200,959	656,237	39,411,902
高 崎 市	37,997,581	0	1,398,244	10,580,577	49,976,402
桐 生 市	3,915,333	0	317,625	949,960	5,182,918
伊 勢 崎 市	14,182,813	0	617,313	946,646	15,746,772
太 田 市	16,829,680	0	523,979	802,681	18,156,340
沼 田 市	2,265,319	0	72,450	0	2,337,769
館 林 市	975,911	0	31,068	3,112,225	4,119,204
渋 川 市	11,770,653	0	1,851,696	2,062,494	15,684,843
藤 岡 市	5,831,863	0	81,471	2,057,098	7,970,432
富 岡 市	4,549,485	0	2,515	0	4,552,000
安 中 市	250,162	0	0	83,864	334,026
み ど り 市	2,161,666	0	38,313	0	2,199,979
榛 東 村	417,997	0	0	0	417,997
吉 岡 町	5,060,102	0	2,000	0	5,062,102
神 流 町	0	0	0	0	0
上 野 村	0	0	0	0	0
下 仁 田 町	509,391	0	0	0	509,391
南 牧 村	0	0	0	0	0
甘 楽 町	382,187	0	0	0	382,187
中 之 条 町	144,886	0	35,292	0	180,178
長 野 原 町	0	0	0	0	0
嬭 恋 村	78,939	0	0	0	78,939
草 津 町	1,557,863	0	0	0	1,557,863
高 山 村	0	0	0	0	0
東 吾 妻 町	0	0	0	0	0
片 品 村	0	0	0	0	0
川 場 村	8,505	0	0	0	8,505
昭 和 村	8,126,562	0	0	0	8,126,562
み な か み 町	1,190,189	0	0	0	1,190,189
玉 村 町	15,777,349	0	290,252	2,609,640	18,677,241
板 倉 町	127,497	0	0	0	127,497
明 和 町	0	0	0	0	0
千 代 田 町	17,763	0	9,516	0	27,279
大 泉 町	3,013,431	0	22,761	582,370	3,618,562
邑 楽 町	1,481,930	0	6,504	0	1,488,434
医 師 国 保	235,978	0	0	0	235,978
歯 科 国 保	0	0	0	0	0
広 域 連 合	0	359,082,955	0	0	359,082,955
合 計	176,415,741	359,082,955	6,501,958	24,443,792	566,444,446

特定健康診査・特定保健指導等費用支払状況

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、特定健診等の日程が先送りや中止となった保険者も多く、特定健康診査・特定保健指導等費用支払状況にも反映された結果となりました。

緊急事態宣言下の健診が中止されたことを受け、6、7月の請求が大きく落ち込んだ一方で、秋以降に日程を再調整した保険者が多かったのか、11月、12月の請求が増えました。全体的には健診、指導ともに前年よりも約1割から2割減となりました。

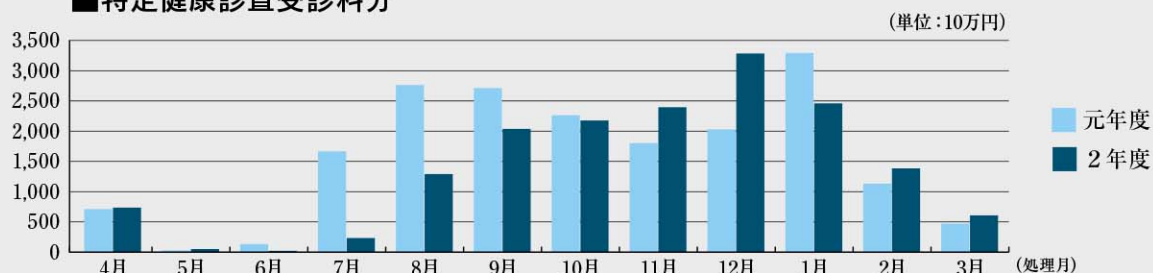
令和2年度 特定健診等支払額及び前年対比

区分 処理月	特定健康診査等受診料分			特定保健指導料分		
	令和元年度 (単位:円)	令和2年度 (単位:円)	前年比	令和元年度 (単位:円)	令和2年度 (単位:円)	前年比
4	69,937,443	72,619,755	103.8%	954,680	864,774	90.6%
5	1,325,089	1,461,207	110.3%	388,235	587,566	151.3%
6	11,922,114	637,132	5.3%	654,340	499,420	76.3%
7	165,639,377	21,488,967	13.0%	252,878	168,344	66.6%
8	275,622,175	127,882,201	46.4%	577,276	177,540	30.8%
9	270,503,721	202,357,083	74.8%	1,362,457	161,480	11.9%
10	226,391,619	217,318,226	96.0%	945,508	275,220	29.1%
11	180,442,722	238,656,374	132.3%	941,394	555,775	59.0%
12	202,432,697	328,494,527	162.3%	1,072,896	1,233,411	115.0%
1	329,674,376	245,888,404	74.6%	1,000,143	1,163,806	116.4%
2	112,404,922	137,397,152	122.2%	2,173,344	2,118,353	97.5%
3	45,726,524	59,074,057	129.2%	1,969,012	1,518,460	77.1%
計	1,892,022,779	1,653,275,085	87.4%	12,292,163	9,324,149	75.9%

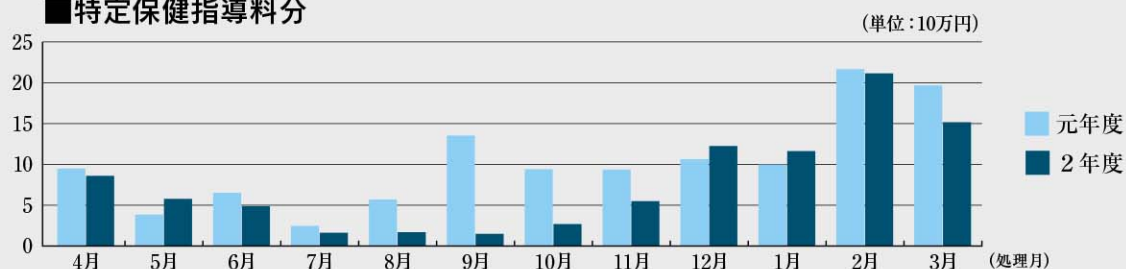
※特定健診等データ管理システム費用決済分

※特定健康診査等受診料分には、75歳以上の後期高齢者に対する健診分が含まれています。

■特定健康診査受診料分



■特定保健指導料分



令和2年度ジェネリック医薬品差額通知効果測定結果

ジェネリック医薬品差額通知書の発行対象になった被保険者が、令和2年度にジェネリック医薬品に切替えた実績（保険者負担額）及びジェネリック医薬品使用割合（数量シェア）について、保険者ごとに国保総合システムで集計しました。

1. 国保（一般）

保険者名	通知人数	効果額(単位:円)	使用割合		
			医 科	調 剤	全 体
前 橋 市	5,702	17,594,282	75.5%	84.6%	81.5%
高 崎 市	5,961	17,180,133	76.4%	83.2%	80.5%
桐 生 市	2,365	6,448,587	70.3%	82.6%	80.2%
伊 勢 崎 市	3,009	11,768,009	75.5%	84.5%	82.0%
太 田 市	3,783	11,724,222	66.8%	83.1%	80.4%
沼 田 市	790	2,740,576	80.6%	85.0%	83.0%
館 林 市	1,871	4,193,914	49.3%	83.1%	76.0%
渋 川 市	1,395	4,836,057	76.1%	83.0%	80.3%
藤 岡 市	975	3,355,028	82.1%	84.9%	84.0%
富 岡 市	719	2,355,680	79.9%	87.6%	84.4%
安 中 市	1,277	3,341,914	67.6%	83.5%	76.6%
み ど り 市	951	3,153,786	75.6%	84.5%	82.5%
榛 東 村	200	669,261	75.3%	85.9%	82.4%
吉 岡 町	259	824,984	74.9%	85.4%	82.2%
神 流 町	57	408,587	70.6%	86.4%	82.4%
上 野 村	19	42,139	84.5%	85.7%	85.1%
下 仁 田 町	113	353,664	79.7%	87.1%	85.4%
南 牧 村	34	49,063	72.2%	90.7%	84.7%
甘 楽 町	250	743,340	81.9%	89.3%	86.3%
中 之 条 町	244	1,014,678	77.7%	86.1%	82.3%
長 野 原 町	119	488,799	70.4%	85.5%	80.4%
嬬 恋 村	175	716,760	82.7%	87.7%	86.2%
草 津 町	77	350,680	81.5%	83.5%	82.7%
高 山 村	49	156,652	81.7%	89.0%	85.0%
東 吾 妻 町	235	1,026,559	77.1%	88.1%	83.5%
片 品 村	80	395,325	83.9%	88.7%	86.9%
川 場 村	85	303,161	81.1%	84.5%	82.9%
昭 和 村	123	716,382	83.5%	88.0%	85.8%
み な か み 町	326	1,236,233	79.3%	87.6%	83.9%
玉 村 町	494	1,676,668	79.4%	84.8%	83.0%
板 倉 町	355	1,360,279	56.9%	83.9%	78.9%
明 和 町	233	703,790	67.4%	83.5%	78.3%
千 代 田 町	229	549,323	62.7%	85.2%	80.6%
大 泉 町	572	1,870,145	58.9%	83.3%	79.7%
邑 楽 町	756	1,951,580	53.2%	81.7%	75.9%
医 師 国 保	-	-	73.6%	71.7%	72.2%
歯 科 国 保	228	242,278	75.2%	76.8%	76.3%
合 計	34,110	106,542,518	74.5%	83.9%	81.0%

2. 後期

保険者名	通知人数(単位:人)	効果額(単位:円)	使用割合(単位:%)		
			医 科	調 剤	全 体
広 域 連 合	20,170	56,303,152	74.8%	83.4%	80.8%

※集計対象期間 国 保：令和2年4月審査～令和3年3月審査
後期高齢者：令和2年3月審査～令和3年2月審査
※通知人数及び効果額は、ジェネリック医薬品差額通知の委託保険者のみ記載しております。
※通知人数は、差額通知書作成対象者の合計（集約人数）であり、委託保険者にて実際に発送した枚数ではありません。
※使用割合は、1年間の平均割合です。



群馬県国民健康保険団体連合会 職員を募集します



- 採用職種 / 一般事務（パソコン多用）
- 勤務形態 / 通常勤務
- 応募条件 / 平成8年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人
- 採用人員 / 若干名
- 採用年月日 / 令和4年4月1日
- 待遇 / 概ね群馬県に準ずる
- 受付期間 / 8月1日（日）から8月31日（火）まで（消印有効）

※応募者は本会ホームページ（<http://www.gunmakokuho.or.jp/recruit>）に掲載している指定の履歴書（写真貼付）に必要事項を記入し、郵送又は持参してください。

※取得した個人情報（職員の採用試験）は、他の目的で使用することはありません。

※詳しくは本会ホームページをご覧ください。

● 特別調整交付金（結核・精神）申請補助業務を実施します ●

本会では、保険者における作業の効率化や経費削減を図る目的で、令和元年度から保険者事務共同電算処理事業の特別処理として新たに特別調整交付金（結核・精神）申請補助業務を開始しました。令和2年度は、全35市町村に対して事前調査（トライアルサービス）を実施し、22市町村に対して本業務を実施しました。

今年度は、事前調査を6月に実施しております。事前調査結果を参考の上、本業務を希望される場合は、事業企画課まで申込書を御提出くださいますようお願いいたします。（詳細は本会発出の通知を御確認ください。）

◎令和3年度特別調整交付金（結核・精神）申請本業務実施予定

令和3年9月 ～令和4年1月	本業務結果通知送付 ※申請資料作成支援ツールに取り込むための申請対象レセプト情報を提供します。
令和3年10月頃	「特別調整交付金（結核・精神）申請補助業務」の本業務に係る説明会 ※端末を使用し、申請資料作成支援ツールの操作説明を行います。
令和4年2月上旬頃	県への書類等提出 ※市町村にて申請資料作成支援ツールを使用して県へ提出する様式24などを作成します。（ツールに関する問合せは本会で随時受け付けます。）

第32回国民健康保険 健康ポスターコンクール

作品募集

**守ろう
自分の健康**

小学生低学年の部
高崎市立桜山小学校3年 **川田里喜さん**

第31回 最優秀作品

見直そう

小学生高学年の部
太田市立荊川西小学校5年 **大川悠莉さん**

健康は食事

運動6

元気な心

中学生の部
群馬大学共同教育学部
附属中学校3年 **小池真理也さん**

目的

明るく生き甲斐をもって暮らすには、まず健康であることが何よりも大切です。このポスターコンクールを通じて、「自分の健康は自分でつくる」という意識を醸成すること、また健康の大切さを自ら認識することを目的に、健康づくりをテーマとするポスターを募集します。

標語例

- * 自分でつくりよう自分の健康
- * 願いはひとつ健康家庭
- * 良い汗かいて健康づくり
- * なんでも食べて元気な体
- * 食べて動いて健康づくり
- * 心の健康笑顔から
- * 健康が一番の宝物
- * 見つめ直そう生活リズム
- * たくさんたべてげんきなからだ
- * うんどうしていいあせをかこう
- * えがおのひみつはじょうぶなからだ

入選作品の展示

展示場所 ㈱ヤマダ電機 LABI1 LIFE SELECT 高崎
4階/イベントスペース 群馬県高崎市栄町1-1
展示期間 令和3年11月13日(土)・14日(日)
13日(土)10時00分～18時00分/14日(日)10時00分～17時00分

応募者全員に参加賞

**ぐんまちゃんオリジナル
A4ダブルポケットクリアファイル
をプレゼント!!** ※イラストは昨年度の参加賞です。



表彰

入選者には賞状及び副賞を授与します。

小学生 (低学年)の部

※1年生から3年生までを対象とします。

- * 最優秀賞…1点
- * 優秀賞…7点
- * 優良賞…20点

小学生 (高学年)の部

※4年生から6年生までを対象とします。

- * 最優秀賞…1点
- * 優秀賞…7点
- * 優良賞…30点

中学生の部

- * 最優秀賞…1点
- * 優秀賞…7点
- * 優良賞…30点

※ただし、入選点数については、応募点数により変更する場合があります。

応募方法

応募資格 群馬県内に在住または在学の小学生および中学生とします。

用紙 四ッ切り(縦 約54cm×横 約38cm)を使用し、紙質は自由とします。
なお、用紙の使用法は、縦横どちらでも可。

手法・色彩 手法、色彩(色数を含む。)とも自由とします。

図案 健康づくりを題材とした標語とその標語に合う図案とします。
なお、標語は、オリジナルでも標語例をそのまま使っても可。
(注)図案の中には、必ず標語を入れてください。

応募点数等 ひとり1点とし、自分で創作した未公表の作品とします。
作品の中に第三者が著作権等の権利を有している著作物等を利用していないものとします。

応募先 市役所、町村役場の国保担当または群馬県国民健康保険団体連合会

締切日 令和3年9月10日(金)までに、郵送もしくは持参してください。

著作権

入選作品の著作権(著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む)は、主催者に移転します。また、入選作品を使用する場合、作品の一部修正・翻案をすることがあります。
なお、入選されなかった作品の著作権は、主催者に移転しません。

応募上の注意

応募作品の裏面右下に、氏名(ふりがな)、学校名および学年を明記してください。※学校名は正式名称(例:〇〇市立〇〇小学校)を記入してください。

問い合わせ先

群馬県国民健康保険団体連合会 事業企画課
〒371-0846 前橋市元総社町335番地の8 (群馬県市町村会館内)
電話 (027)290-1369
※ホームページ (<http://www.gunmakokuho.or.jp>) でも、当コンクールの御案内をしています。

個人情報の取扱い

御応募にあたっていただいた個人情報は、当コンクールの入選者発表、作品の展示およびその広告、印刷物等への掲載以外には使用いたしません。

※新型コロナウイルス感染症の影響により実施内容を変更する場合があります。

●主催/市町村・群馬県国民健康保険団体連合会 ●共催/群馬県
●後援/群馬県教育委員会・群馬県医師会・群馬県歯科医師会・群馬県薬剤師会・上毛新聞社・群馬テレビ・エフエム群馬・NHK前橋放送局

7月・8月・9月の主な行事予定

月	日	行 事
7	6月23日～2日	◎国保データベース（KDB）システム実機研修（初任者編）
	5日	レセプト点検事務研修会（Web開催）
	9日	理事会
	26日～8月6日	◎国保データベース（KDB）システム実機研修（活用編）
	30日	通常総会
	下旬	被保険者用パンフレットの発行
	下旬	被保険者証更新ポスターの作成・配布
8	25日	第2回保健事業支援・評価委員会及びフォローアップ会
	中旬	被保険者証等の共同印刷
	下旬	特定健診等受診率向上対策事業に係る研修会
9	上旬	高額療養費外来年間合算説明会
	上旬	◎国保保健事業研修会
	中旬～11月	国保データベース（KDB）システム活用のための訪問支援事業
	中旬	保険料（税）適正算定マニュアル操作説明会
	下旬	◎第2回国保・後期高齢者ヘルスサポート事業研修会
	下旬	介護保険事業所苦情処理研修会
	下旬	介護サービス苦情処理に関するリーフレットの作成・配布

◎は県と共催

※新型コロナウイルス感染症の影響等により変更する場合があります。

次号発行のお知らせ

「群馬の国保」

No.35

2021.秋の号（10月号）

10月1日発行予定

編・集・後・記

夏と言えばビール、ビールと言えば餃子。老若男女誰にでも好かれ、おかずにもおつまみにもなる餃子。野菜もたんぱく質も一度に摂れ、栄養満点の餃子。そんな餃子が大好きで、夏に限らず週1～2回ペースで食べている私につられたのか、妻も子どもも餃子が好きで、冷凍庫には常に100個程度の餃子をストックしています。

休日に早く目が覚めると、無性に餃子が食べたくなる時があり、焼いていると、妻から「さすがに朝から餃子はやめてくれ」と言われますが、そんなことは気にせず、焼き餃子にしたり、水餃子にしたりと工夫を凝らし、朝から元気いっぱい、子どもと公園へ出かけ遊びます。

夏バテ予防にもなる餃子。「今夜は餃子だよ」と言われるだけで自然と食欲が増す餃子。皆さんもニンニクましましで今夜召し上がってはいかがでしょうか。（Y）



群馬の国保

No.34 2021.夏の号（7月号）

令和3年7月1日発行

発 行 所 群馬県国民健康保険団体連合会
 群馬県前橋市元総社町335番地の8
 TEL (027) 290-1363 (代表)

編集兼発行人 根 岸 み ゆ き

印 刷 所 ジャーナル印刷株式会社